

令和2年5月15日

保護者の皆様へ

社会福祉法人建昌福祉会
児童発達支援センター虹の家
施設長 松下 邦彦

緊急事態宣言解除5月18日からの開所について（お知らせ）

平素より児童発達支援センター虹の家の活動にご理解とご協力を頂き心より感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言が解除されました。小学校等、事業所等も少しずつ通常運営が再開されております。虹の家におきましても、5月18日から通常とおりの開所致します。しかし、感染予防対策におきましては、今後も引き続き十分に対応していく必要がありますので、以下の体制にて通常開所を行います。宜しくお願い致します。

① 5月18日から通常どおり開所します。

② 開所時間は、午前、午後、通常時間にて行います。

※**時間短縮は行いません。**

③ 感染防止対策としまして、下記2点は継続して行います。

◎送迎の受け渡し（風除室）

◎ふり返りの時間（施設前テント）ふり返り実施時間10分程度。

こすもす	12時20分～12時30分
すみれ	12時30分～12時40分
ひまわり	12時40分～12時50分
いろ	16時20分～16時30分

これまでどおり、虹の家の療育を利用されるお子様や保護者の皆様の安心と安全に努めてまいります。ご協力とご理解をお願い致します。

連絡先

児童発達支援センター虹の家 電話 66-1310
担当 藤井